

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めるとともに、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

1. コーポレートガバナンス基本方針

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの皆様との適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (3) 当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。
- (4) 当社は、取締役がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果敢な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。
- (5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

2. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会での、より戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役の指名および取締役の報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。

現在は、5名の社外取締役(うち3名が監査等委員である社外取締役)を選任しており、この結果、当社の取締役会および監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が実現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第20条及び別紙5「政策保有株式に関する方針」において、政策保有株式の保有及びその議決権の行使に関する方針を定めております。

【政策保有株式に関する方針】

1. 当社は、保有の合理性が認められる場合を除き、政策保有株式を保有しないことを原則とする。
2. 当社は、主要な政策保有株式について、保有する意義や中長期的なリターンとリスクなどを踏まえた上、保有の合理性を検証し取締役会に報告する。
3. 当社は、政策保有株式の議決権については、保有先企業の中長期的な企業価値向上の観点等総合的に、その行使についての判断を行う。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条第11項及び第22条において、関連当事者間取引に関する手続きを定めております。

【コーポレートガバナンス・ガイドライン第8条第11項】

第8条(取締役会の役割、責任及び権限)

11. 取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会の承認を要する。なお、取締役の利益相反取引は監査等委員会の承認を得た上で、取締役会の承認を要する。

【コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条】

第22条(関連当事者間の取引)

1. 当社は、株主の利益を保護するため、当社グループや株主の利益に反する取引の防止に努める。
2. 会社と主要株主間の利益相反取引、通例的でない取引又は経営上重要な取引に関しては、取締役会の承認を得なければならない。
3. 当社と取締役又は主要株主との間の取引については、定期的にその有無を確認する。

【原則3-1(1)】情報開示の充実

〔経営計画〕

当社グループでは、経営理念及び経営計画を策定し、経営理念につきましては当社ホームページに掲載しております。

本年4月からスタートした新経営計画「New Age's Flag Bearer 5～新時代の旗手～」につきましては、有価証券報告書の「対処すべき課題」に概要を記載しておりますので、ご確認ください。準備が整い次第、当社ホームページにも掲載予定です。

経営理念 (<http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/philosophy/>)

【原則3-1(2)】情報開示の充実

〔コーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針〕

当社の「コーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針」につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1(3)】情報開示の充実

〔取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続〕

(方針)

当社の役員報酬は、業績との連動並びに企業価値創造の対価として適切なインセンティブを構成することにより、優秀な経営人財を生み、また確保し、上場企業としての持続的な発展に資するものであるとの考えに基づいております。

業務執行取締役及び執行役員は、固定報酬、業績に連動する報酬及び中長期的な業績に連動する報酬(ストックオプション)により構成されております。非業務執行取締役(監査等委員である取締役除く)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。

当社は独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりますが、取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。また、執行役員等の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」とは別に「役員人事協議会」を設置しております。「指名・報酬委員会」については本報告書「[任意の委員会]補足説明」をご参照ください。

(手続)

上記方針に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議の上、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬に関する事項については、指名・報酬委員会での審議内容を参考に、監査等委員会が決定しております。また、執行役員等の評価・報酬に関する事項については、役員人事協議会での協議を踏まえ、最高経営責任者が決定しております。

【原則3-1(4)】情報開示の充実

〔取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続〕

(方針)

当社の取締役会は、取締役候補者(監査等委員である取締役除く)については、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。

また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。

当社は独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。また、執行役員等の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」とは別に「役員人事協議会」を設置しております。「指名・報酬委員会」については本報告書「[任意の委員会]補足説明」をご参照ください。

(手続)

上記方針に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議の上、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定しております。

また、執行役員等の指名に関する事項については、役員人事協議会での協議を踏まえ、最高経営責任者が決定しております。

【原則3-1(5)】情報開示の充実

〔取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明〕

取締役候補者の選任理由は、株主総会へ取締役の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>)

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務(1)、経営陣に対する委任の範囲の明確化

〔委任の範囲とその概要の開示〕

当社の取締役会は、法令及び取締役会の承認を得た社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員等に委任することを規定しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第7条第3項において、「取締役のうち過半数を社外取締役」とする旨を定めており、現在、当社の取締役9名のうち過半数である5名が当社の独立性判断基準を満たす独立社外取締役となっております。

【原則4-9】独立社外取締役の有効な活用

〔独立性判断基準〕

当社では、社外取締役の「独立性判断基準」を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行

取締役、執行役、執行役員又はその他の使用人(以下、「業務執行者」という。)又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)

3. 当社又はその子会社を主要な取引先とする者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)

4. 当社又はその子会社の主要な取引先(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)

5. 当社又はその子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)

6. 当社又はその子会社から、一定額(過去3年間平均にて年間1,000万円)を超える寄付金を受領している者(その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。)

7. 当社又はその子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産(過去3年間平均にて年間1,000万円超の額)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家(その者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者を含む。)

8. 当社又はその子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等(最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。)

9. 当社の子会社が主幹証券会社を務める会社又はその重要な子会社の業務執行者(最近3年間において業務執行者であった者を含む。)

10. 上記1から9のいずれかに該当している者の近親者(配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族)。

11. 当社又はその子会社の社外役員(取締役及び監査役)としての在任期間が通算8年を経過している者。

12. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から11までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとする。

なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げない。

「主要な取引先」:直近事業年度の年間連結営業収益の2%を超える場合をいう

【補充原則4-11-1】取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第7条第5項において、「取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。」旨を定めております。

なお、当社の取締役の員数は定款に10名以内とする旨を定めておりますが、現在の取締役会は、社内取締役4名、社外取締役5名の計9名で構成されております。

各社外取締役のバックグラウンドにつきましては、本報告書「[取締役関係]」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件

〔取締役・監査役の兼任状況〕

当社は、取締役候補者の選任に際しては、取締役の役割・責務を適切に果たす時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。なお、取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>)

【補充原則4-11-3】取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件

〔取締役会の実効性評価・分析〕

当社取締役会は、当社が定めるコーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。平成28年度の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

(<http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

【補充原則4-14-2】取締役・監査等委員のトレーニング

〔取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第4条第4項及び第9条第4項において、「取締役は、職務を執行するにあたり、必要となる知識の習得、研鑽に努める。当社は、知識習得や研鑽のための機会を提供し費用を負担する。」旨を定めております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は「株主との対話に関する方針」を定め、コーポレートガバナンス・ガイドライン別紙3にて開示しております。

〔株主との対話に関する方針〕

1. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、良好な関係を確立するための体制を整備するため、次に掲げる事項を実施します。

(1) 株主との対話全般につき、広報・IR部担当役員が統括し、株主との対話にあたっては、広報・IR部が中心となって、関係各部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携する。

(2) 株主との対話は、合理的な範囲で、取締役又は執行役員等が対応する。

(3) 株主との対話の手段を充実させるため、定期的に投資家説明会の開催を行う。また、IRサイト等による、分かりやすい情報開示に努める。

(4) 対話において把握された株主の意見等については、適宜、取締役、執行役員及び取締役会等に報告する。

(5) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。

2. 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。

3. 当社は、経営計画を策定し、公表するにあたっては、その内容を具体的に説明する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称

所有株式数(株)

割合(%)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,987,500	4.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,016,853	4.28
三井住友海上火災保険株式会社	10,783,798	3.84
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	10,635,000	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,485,500	3.38
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4,406,000	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,158,800	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は、平成29年3月31日現在です。

・上記のほか、当社が所有しております自己株式18,877,456株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.73%)があります。

・シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成28年12月22日付(報告義務発生日 平成28年12月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当会計期間末現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

所有株式数:6,310,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:2.25%)

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

所有株式数:6,192,414株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:2.21%)

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

所有株式数:5,208,500株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:1.86%)

シュローダー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッド

所有株式数:488,600株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.17%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水野 一郎	他の会社の出身者													
説田 公人	他の会社の出身者													
安田 三洋	弁護士													
井上 恵介	他の会社の出身者													
乾 文男	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 一郎				三菱商事株式会社代表取締役の職責を全うされ、その実績・識見は高く評価されているところであります。従いまして、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。

説田 公人				トヨタ自動車株式会社において長らく、経理、人事、秘書等の主要な業務に従事され、また、トヨタグループの関係会社の監査役を務める等、実務経験を通じた専門分野や会社経営における実績・識見は高く評価されているところであります。従いまして、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができるものと考えております。当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
安田 三洋				弁護士として長年勤められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。従いまして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
井上 恵介				金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。従いまして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
乾 文男			当社「独立委員会」委員であります。	国税庁課税部長、金融庁総務企画局長等を歴任されたのち、現在は一般社団法人金融財政事情研究会会長、東京海上日動火災保険(株)顧問を務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。従いまして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査部に監査等委員会室を設置して、監査部長を含む3名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社外取 締役

補足説明

当社の取締役の指名・報酬について、決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、取締役候補者について審議するとともに、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、取締役の報酬制度、報酬等の水準及び個人別の報酬等の内容について審議し、その審議内容を取締役会に答申しております。

なお、指名・報酬委員会の委員は4名以上で構成することとし、1名は当社最高経営責任者、また、過半数を社外取締役とすることとしております。現在は、社内取締役1名(最高経営責任者)、社外取締役3名により構成しております。また、委員の任期は、定時株主総会終了後の取締役会での選任から次回定時株主総会終結の時までとなっており、委員長は、指名・報酬委員会規則に基づき、委員の互選により決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役5名全てを独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権の発行及び割当については、株主総会での承認内容に基づき実施しております。なお、割当については、指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものは開示しております。
また、平成29年3月期における取締役への報酬額は以下の通りです。

社内取締役 161百万円(支給人員2名)

ストックオプションとして付与した新株予約権4百万円を含む。
賞与46百万円を含む。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の指名・報酬について、決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会については本報告書「[任意の委員会]補足説明」をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて、取締役会、監査等委員会の議題の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、9名の取締役(うち社外取締役が過半数(5名))で構成されており、原則月1回開催しております。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。

また、当社は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを最高経営責任者に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。なお、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役(うち社外取締役3名)で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、監査等委員会の直下に内部監査部門を配置し、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能の強化を図っております。

このほか、当社は最高経営責任者及びその指名する取締役・執行役員で構成する機関として、会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、また、コンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則として、それぞれ月2回、月1回開催しております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項及び第2項に規定される金額の合計額となります。また、当該責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

従前のコーポレート・ガバナンス機能の優位性(過半数の社外取締役、業務執行取締役と非業務執行取締役の役割明確化、非業務執行取締役の取締役会議長への就任など)を維持しつつ、監査を担う監査等委員が取締役になることで、監査役が従来担っていた取締役会の適法性監査に加え、取締役会で定めた経営の基本方針及び経営計画等に従い、健全・公正且つ効率的に業務を遂行しているかの妥当性監査を担うことによる監査・監督機能の強化や、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することを可能とし、意思決定の迅速性を向上させ、且つ取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論に検討の軸足を移すことを目的として、当社は、平成28年6月29日に開催された第104期定時株主総会の承認をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しております。

なお、当社では社外取締役5名を選任しております。社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験に基づく総合的な見地や専門の見地から積極的に助言及び提言等を実施するとともに、取締役の職務遂行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限である総会日2週間前の発送にとらわれることなく、株主への早期発送を行っております。 なお、平成29年6月開催の第105期定時株主総会に係る株主総会招集通知の発送は、株主総会開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の円滑化を図るため、電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト(英文サイト)にて、英文の招集通知を公表しております。また、証券取引所のウェブサイトにおける公表につきましても実施しております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的に、株主総会招集通知を当社及び証券取引所のウェブサイトにて、株主総会招集通知発送日の1週間前に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京・名古屋を中心とした全国主要都市において年に数回開催し、代表者等が説明しております。(平成28年度実績5回)。また、平成28年度は、日経投資・IRフェア等の個人投資家向けイベントへ2回出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で年に2回開催し、代表者が自ら説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者が自ら欧米、アジアへ年に数回訪問しております(平成28年度実績2回)	あり
IR資料のホームページ掲載	会社情報、決算短信、決算説明資料、アニュアルレポート、プレスリリース等を掲載しております。 http://www.tokaitokyo-fh.jp/ また、英文サイトでも同様な開示をしております。 http://www.tokaitokyo-fh.jp/en/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「グループ・コンプライアンス基本方針」及び「グループ倫理行動基準」において、各ステークホルダー(「お客様」「株主」「地域社会」「従業員」等)に対する基本姿勢を定め、全役社員に周知し、徹底に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、大学へ講師を派遣した有単位講座の開設など、青少年の金融・経済への理解促進の一助とした活動を行っております。そのほか、中京大学に「東海東京アスリート育成奨学金」を創設するなど、中部地域におけるものづくり文化を支える活動やスポーツ(Jリーグ等)・文化・芸術活動(美術展への協賛等)への支援を行っております。また、地球温暖化対策の一環として、クールビズを実施しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、経営方針や企業情報等の積極的かつ適切な開示に努めております。

その他

< 女性の活躍の推進に向けた取組み >

当社グループは、「ダイバーシティの推進」を社会の変化に対応するための重要な経営戦略の一つと位置づけ、様々な取組みを行っております。最高経営責任者である石田建昭は、内閣府「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言へ賛同し、経営トップの強いコミットメントのもとで、女性の活躍推進を軸に施策を実施してまいりました。

< 主な具体的取組み >

1. ダイバーシティ推進全般

- ・ダイバーシティ推進室を設置し推進体制を整備。
- ・社内意識を統一するため、最高経営責任者からのメッセージを記載した「ダイバーシティ・バイブル」を全役社員に配布。
- ・社内イントラネットに「ダイバーシティ推進ページ」を開設するほか、「ダイバーシティNEWS」を定期発信。

2. 女性の活躍推進

育児や介護等と仕事との“両立支援”と、“成長支援”の両輪で取組みを実施しております。

(1) 両立支援

- ・「育児・介護休業」や「育児・介護短時間勤務制度」を法定以上に充実。
- ・「半日休暇制度」の導入。
- ・やむを得ない家庭事情により退職した社員を再雇用する「キャリアブリッジ制度」の導入し、女性の再雇用を実現。
- ・出産・育児休業を取得する女性社員とその上司に向けたガイドブック（「スマートリターンブック」）を作成し、その冊子を活用した面談を実施。

(2) 成長支援

- ・多角的な研修を継続的に実施。
- 女性社員対象「キャリアデザイン研修」
- 育児休業復職者対象「子育て社員のキャリア研修」
- 男性部支店長対象「女性活躍推進マネジメント研修」
- ・社内ロールモデルによる活動により、ロールモデルの豊富な職務経験やパーソナリティを社内外に広く発信し、当社で女性が活躍する具体的なイメージを提供（平成28年10月にメンバーを刷新して継続的に活動）。
- ・地域の若年女性に向けた育成活動として、愛知県主催の「働く女子育成促進事業・女性活躍職場見学ツアー」へ東海東京証券㈱が参画。

女性の管理職登用については、平成26年10月に数値目標「経営計画」Ambitious5”終了時平成29年3月末までに20%」を策定し、平成29年1月にその目標を達成しました（当社及び主要子会社である東海東京証券の女性管理職比率は、平成29年6月時点で21.2%、女性役員は4名、女性部店長は13名）。

このような取組みにより、東海東京証券㈱は平成28年12月に愛知県「あいち女性輝きカンパニー優良企業表彰」を受賞し、また平成29年3月には当社が経済産業省「新・ダイバーシティ経営企業100選」へ選出されました。その他、女性の活躍推進に関する以下の受賞・認証等を取得しております。

- 東海東京フィナンシャル・ホールディングス
- ・東京都「女性活躍推進大賞」優秀賞 受賞
- 東海東京証券
- ・名古屋市「女性の活躍推進企業認定」優秀賞 受賞
- ・名古屋市「子育て支援企業」認定

今後は、これまで主に実施してきた女性の活躍推進に加えて、シニアや障がい者も含めたあらゆる人財のキャリアを重視した活躍を推進するため、平成29年7月1日付けで「ダイバーシティ推進室」を「社員総活躍推進室」へ改め、取組み範囲の拡大と充実をはかります。新たな経営計画に照らし、引続き、多様な社員が十分に能力発揮できる環境整備に積極的に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する基本方針を制定する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社における取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」)で構成する。
- (2)取締役会は、当社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- (3)取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、コンプライアンスに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。また、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う組織として監査等委員会の配下に監査部を設置する。各組織は、把握したコンプライアンス実施状況を、取締役会、監査等委員会に報告する。
- (4)違法行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン)を整備し、その実効性の確保に努める。
- (5)反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)各種社内規程に基づき、次に掲げる文書(電磁的記録を含むものとする。)を関連資料とともに、保存及び管理し、必要に応じて取締役及び監査等委員の閲覧可能な体制を整備する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・監査等委員会議事録
- ・経営会議議事録
- ・重要な職務執行及び決裁に係る情報(稟議書・契約書等)

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社並びに子会社全体のリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の明確化に努める。
- (2)総合リスク管理委員会を設置して各部署ごとのリスク管理の状況を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行機能を強化するために執行役員制度を導入する。
- (2)会社業務の全般的な執行方針を協議するため、取締役会長、取締役社長及びこれらが指名する取締役並びに執行役員からなる経営会議を設置する。
- (3)取締役会規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及び子会社における内部統制システムの構築を目指し、これらの緊密な連携のもと、必要な子会社への指導・支援を実施する。
- (2)子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、経営及び財務事項の管理を実施して、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備を指導するとともに、内部監査規程に基づき、社内検査及び子会社監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (3)子会社に対して、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)取締役は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)として、適切な人材を選任する。
- (2)補助使用人等の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見を尊重する等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性の確保に留意する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)取締役は、法定の事項、及び内部監査の結果、並びに社内通報制度の通報の状況について、定期的又は臨時に、監査等委員又は監査等委員会へ報告する。
- (2)監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、それぞれ報告を受ける。
- (3)当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- (2) 監査等委員が法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

9. 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況は以下の通りです。

当社グループでは、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、当社グループ各社と反社会的勢力との関係遮断を徹底するための体制を構築しております。

当社グループの全役社員に対しては「グループ倫理行動基準」及び「倫理コード」において、反社会的勢力に断固として対決する姿勢を貫くこと、反社会的勢力との取引を一切行わないことを掲げて、周知を図っております。

さらに、当社グループにおける反社会的勢力の対応部署となる総合リスク・コンプライアンス部では、情報の収集・分析を行うとともに当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、当社グループ各社及び各部署と情報の共有を図りながら善後策を協議しております。

また、反社会的勢力に関する情報や不当要求がなされた場合等は迅速かつ適切に経営陣に対して報告するとともに、平素から所轄警察署及び日本証券業協会等と緊密な連携体制を構築し、反社会的勢力排除の徹底に務めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(下記3.において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社が構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、下記2.の企業価値の源泉を維持するとともに、経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記1.のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上を図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に務めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続きに従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続きが遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行ないます。この勧告は、公表されるものとし、当社取締役会にはかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されています。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされています。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

4. 本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講ずることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講ずることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(3) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

(4) 株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(5) 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

本プランの詳細につきましては当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.tokaitokyo-fh.jp/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

決定事実に関する情報開示体制

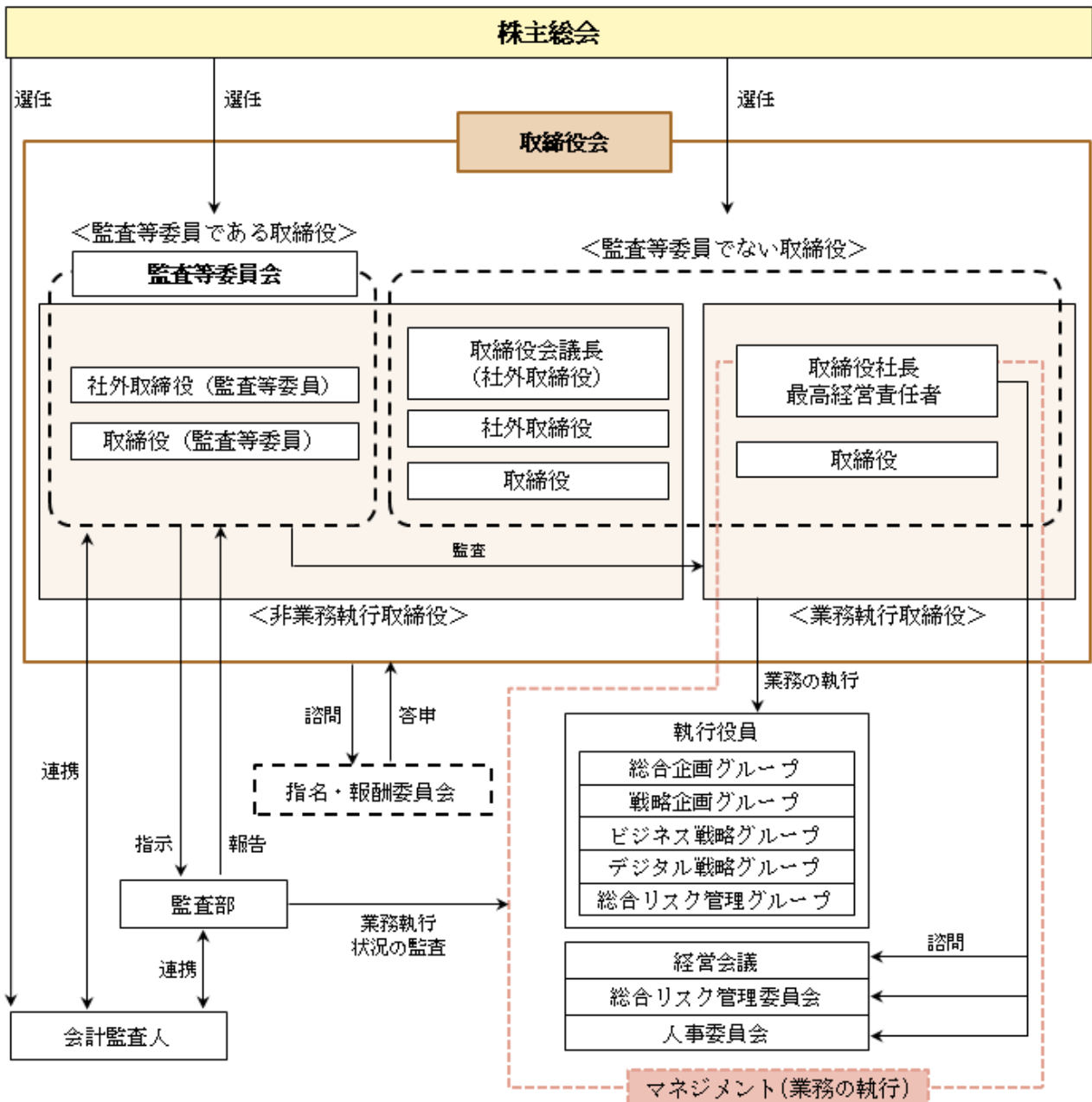
決定事実に関する重要な会社情報については、当社取締役会で決裁後、情報取扱責任者が、取引所が定める適時開示に係る規制に規定された事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、情報管理の徹底を図るとともに、開示担当部署に指示を与えます。

発生事実に関する情報開示体制

発生事実に関する重要な会社情報については、情報取扱責任者にその情報を集約します。情報取扱責任者は、当該事実が、連結子会社を含む当社の事業運営、経営成績、財政状態にどのような影響を及ぼすか、また取引所が定める適時開示に係る規則に規定された事項に該当するか否かの判断を行い、情報管理の徹底を図るとともに、すみやかに社長に報告します。

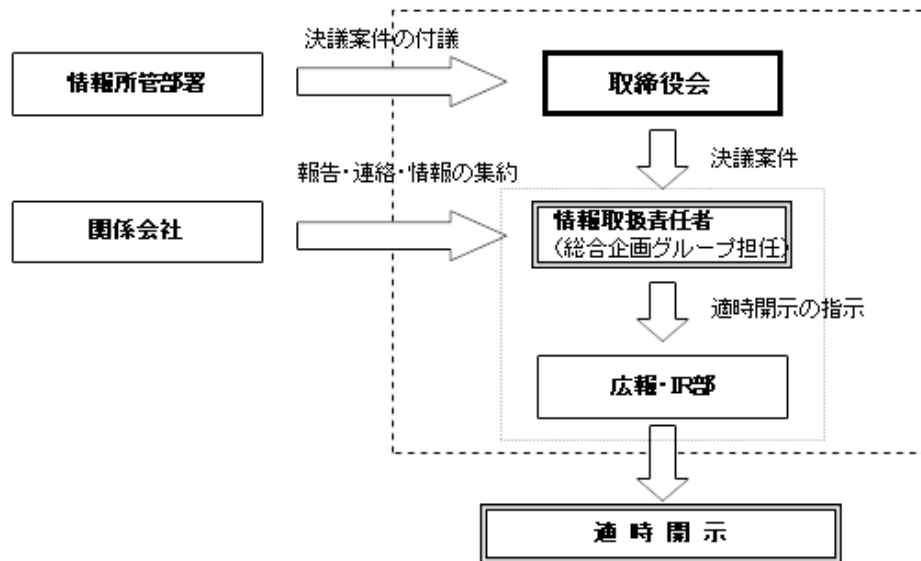
当該規則に規定された事項に該当する場合、情報取扱責任者は開示担当部署に指示を与えます。

情報取扱責任者：取引所の規則で規定された情報取扱責任者のことをいう。



東海東京フィナンシャル・ホールディングスの適時開示体制の概要

<決定事実に関する情報開示体制>



<発生事実に関する情報開示体制>

